

特定団体が達成すべき事業経営に関する目標【中期経営再建目標】

1 特定団体名

クリスタ長堀株式会社

2 所管所属名

建設局

3 中期経営再建目標の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

4 経営再建のために当該特定団体が行うべき事業経営に関する事項

(1) 当該特定団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的の内容

本市が当該特定団体のために負担している当該特定団体に対する金融機関の貸金債権の損失補償債務に係る債権の発生を回避すること。

(2) 中期経営再建目標の期間終了時において(1)の行政目的によって実現しようとする状態

本市の損失補償債務に係る当該特定団体に対する金融機関の貸金債権が回収不能とならないよう健全な財務運営を図り、当該貸金債権に係る債務を着実に履行すること。

(3) (2)の状態を客観的に示す指標及び当該指標による目標

当期資金残高 1,728 百万円（令和7年度末時点）

※本件目標は改定時点の経営環境を前提に定める最低限の数値であり、令和4年度以降に新型コロナウイルスの影響から緩やかに回復していくことを想定した数値である。

また、今後も状況に応じた方策を実施するとともに、設備投資等の支出については必要性を精査するなどして、収支の改善に努めるものとする。

(4) (2)の状態にするために当該特定団体が行うべき事業経営の具体的な内容

安定的な収入の確保

5 その他当該特定団体の事業経営に関する事項で経営再建のために必要と認めるもの。

第3期中期経営計画(変更)の策定については、新型コロナウイルスやエネルギー価格高騰による影響を注視しながら、2025年大阪・関西万博も見据えて、状況に応じた方策を検討するとともに、適正な収入見込の算定や収入に応じた支出計画により、効果的かつ確度の高い経営計画とすること。

6 制定日

令和3年3月12日（令和5年7月4日改訂）